

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2025 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30					1 先勝	2 友引
4 仏滅 みどりの日	5 大安 こどもの日	6 赤口 振替休日	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅
11 大安	12 赤口 <small>4月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(4月雇入分)</small>	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安
18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口
25 先勝	26 友引	27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負



5 総務・経理のお仕事カレンダー 5月の**税務**と**労務**



税務

- 4月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 5月12日(月)まで
- 3月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
★3月末決算法人では令和6年度税制改正(賃上げ促進税制等)の適用に注意。
→決算応当日(月末決算では6月2日(月))まで
- 9月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では6月2日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち6月・9月・12月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では6月2日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち2月・3月決算法人(申告期限延長の場合は1月・2月・3月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では6月2日(月))まで
- 自動車税(種別割)の納付 → 道府県条例指定日まで
- 個人住民税(都道府県民税及び市町村民税)の特別徴収額の通知
★令和7年6月から翌年5月支給の給与より控除
→ 6月2日(月)まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(4月雇入分)
→ 5月12日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の4月雇入・離職分)
→ 6月2日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(4月分) → 6月2日(月)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

賃上げ促進税制(令和6年度税制改正)

令和6年度税制改正により賃上げ促進税制が強化されており、3月末決算法人の確定申告は改正後の制度を基に確定申告を行います。この点に関して税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

令和6年度税制改正では、中小企業税額控除上乘せ要件につき下記の改正がありましたので、申告時に注意する必要があります。

①税額控除率10%上乘せとなる教育訓練費要件について、以下のとおり改正

(改正前) 前期比10%以上増加

(改正後) 前期比5%以上増加かつ、当期の教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上

②えるぼし2段階目以上・くるみん以上の認定があった場合は税額控除率5%上乘せ

【労務上の注意点】

令和6年度税制改正により新たに付け加わった「えるぼし」認定とは、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良であると厚生労働大臣の認定を受けたことをいい、えるぼし2段階目以上の認定を受けた企業数は令和6年3月末で約2,700社あります。

また、「くるみん」認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けたことをいい、くるみん以上の認定を受けた企業数は令和6年3月末で約5,100社あります。企業イメージの向上や優秀な人材確保につながるため、認定数は増加傾向にあります。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 給与等が増加した場合の法人税の減税

税理士 磯山 仁志

Q 賃上げを実施した場合には減税を受けることができると聞きましたが、どのような制度なのでしょう?

A 中小企業者等が、前年度より給与等支給額を増加させた場合には、その増加額の一部を法人税から税額控除することができます。

一般に「賃上げ促進税制」と呼ばれる制度です。以前から設けられている制度ですが、ここでは令和6年4月1日以降開始の事業年度に適用される「中小企業向け賃上げ促進税制」について解説します。

対象となる中小企業者

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
(一定の大規模法人との間に支配関係がある場合を除きます)
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

ただし、中小企業者であっても前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は対象外です。

適用要件

基本要件 雇用者給与等支給額が前年度と比べて、一定以上増加していること

前年度比雇用者給与等支給額	法人税の税額控除額
減少または1.5%未満の増加	なし
1.5%以上~2.5%未満の増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%
2.5%以上の増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の30%

雇用者給与等支給額

適用事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者(役員及び役員の特殊関係者を除く)に対する給与等(給与・賃金・手当・賞与など給与と所得となるもの)の支給額をいいます。

ただし、補填額(給与負担を軽減させるための一定の助成金等)がある場合には、給与等の支給額から控除します。

上乗せ要件① 教育訓練費増加要件

雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加している場合に限り、教育訓練費の額が前年度比5%以上の増加、かつ、教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合。

⇒ 控除対象雇用者給与等支給増加額の10%を基本要件の税額控除額に上乗せします。

上乗せ要件② 子育てとの両立支援・女性活躍支援要件

雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加している場合に限り、適用年度中にくるみ認定等を取得した場合、または、事業年度終了時にプラチナくるみ認定等を取得している場合。

⇒ 控除対象雇用者給与等支給増加額の5%を基本要件の税額控除額に上乗せします。

基本要件に2つの上乗せ要件を併用して適用した場合、最大で控除対象雇用者給与等支給増加額の45%の税額控除を受けることができます。

なお、税額控除額は法人税額の20%が上限となります。また、控除しきれなかった金額については翌事業年度以降に繰り越して控除が可能です(最大5年間)。

従来(令和6年3月31日以前開始の事業年度)は繰越控除の制度がありませんでしたので、要件を満たす賃上げをした場合でも赤字などで法人税額が発生しない場合には、この制度の適用を受けることはできませんでしたが、現行制度では繰越控除が可能であるため、赤字であっても当該制度の適用を検討すべきでしょう。

また、この制度は税額控除であるため、法人税額が少なくなるだけでなく、法人税額を課税標準とする地方法人税や都道府県民税・市町村民税の法人税割の税額にも影響します。

積極的に適用を検討すべき制度といえるでしょう。